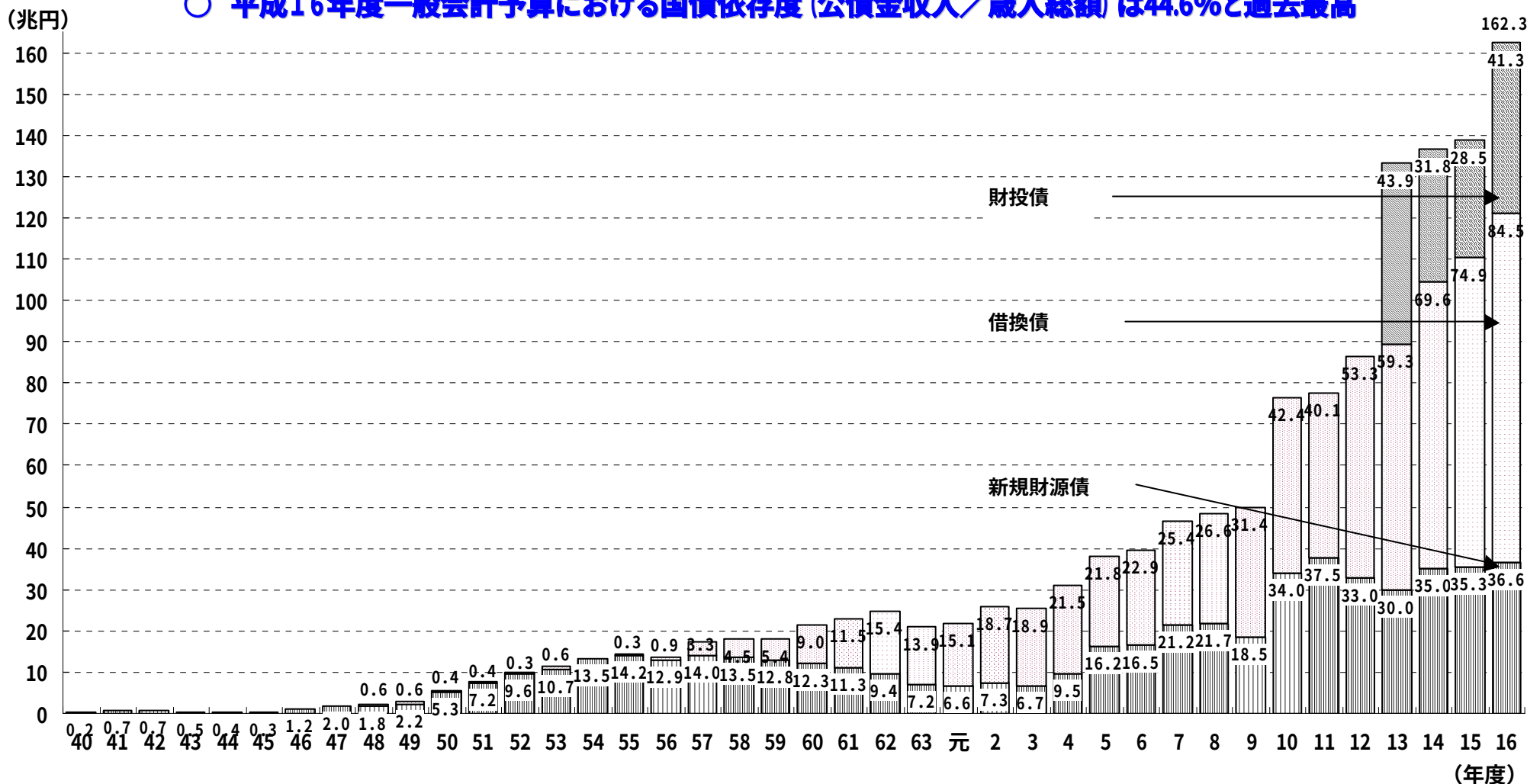


国債管理政策について

平成16年10月6日
財務省理財局

国債発行額の推移

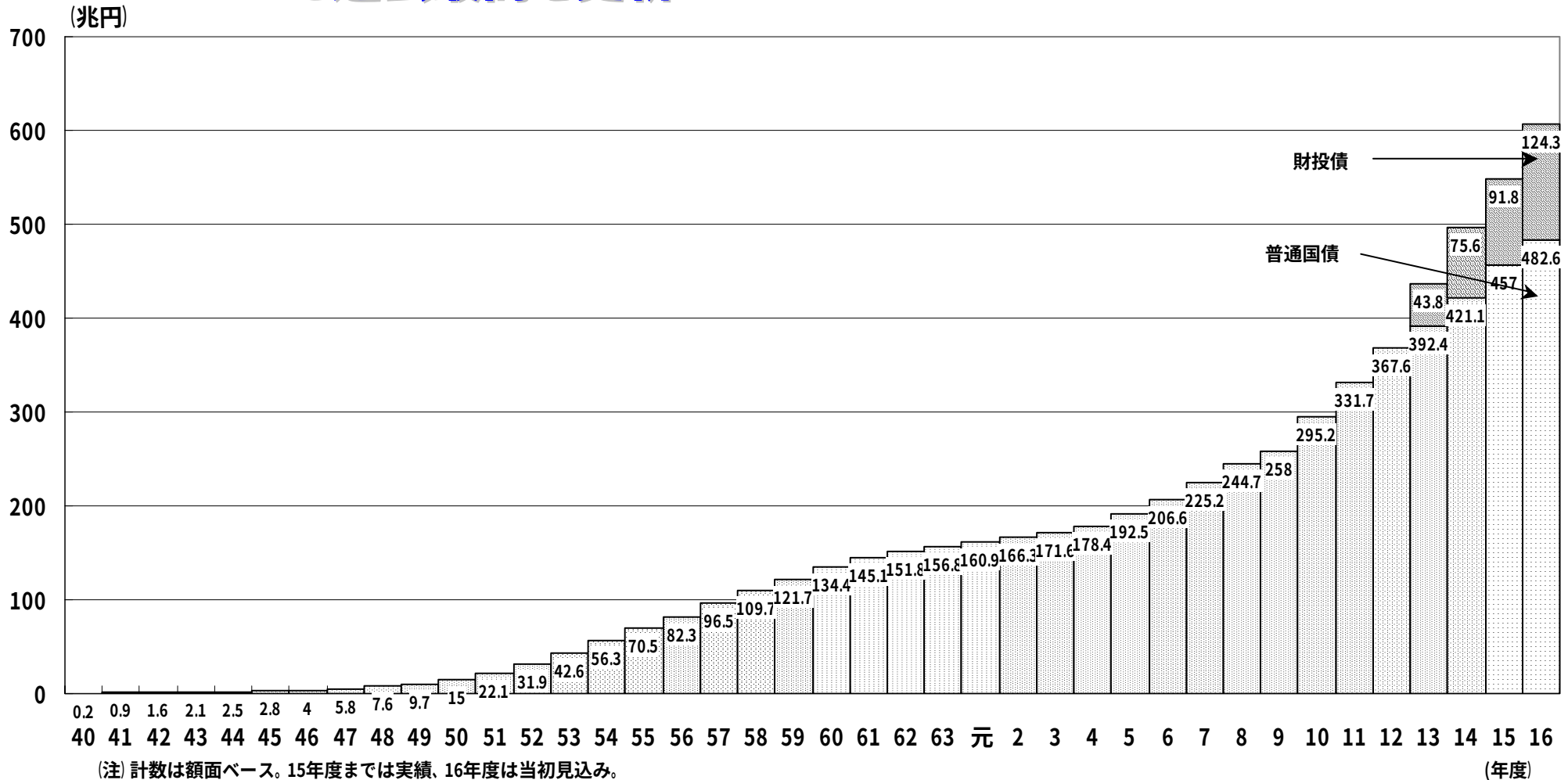
- 平成16年度の国債発行額は約162.3兆円 (新規財源債36.6兆円、借換債84.5兆円、財投債41.3兆円)
- 公的部門による引受け等 (46.1兆円) や個人向け国債 (1.6兆円) を除いた市中消化額は約114.6兆円
- 平成16年度一般会計予算における国債依存度 (公債金収入／歳入総額) は44.6%と過去最高

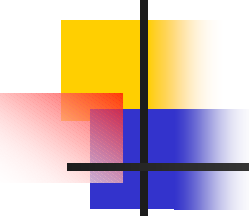


(注) 計数は収入金ベース。15年度までは実績、16年度は当初予算ベース。

国債発行残高の推移

○ 国債発行残高(財投債を除く)は、16年度末には約483兆円と過去最高を更新





16年度国債発行のポイント

国債発行の基本的考え方

- ① 確実かつ円滑な発行
- ② 中長期的な調達コストの抑制

- ✧ 市場のニーズ・動向等を踏まえた発行計画の策定
- ✧ 国債の安定消化促進、国債市場の流動性維持・向上
- ✧ 商品性・保有者層の多様化
- ✧ 適正な債務管理
- ✧ 市場との対話
- ✧ 市場のインフラ整備

16年度国債発行予定額

<発行根拠法別発行額>

(単位: 億円)

区 分	15年度当初	16年度予定	
	(a)	(b)	(b)-(a)
新規財源債	364,450	365,900	1,450
建設国債	64,200	65,000	800
特例国債	300,250	300,900	650
借換債	749,678	844,507	94,829
財政融資特会債	300,100	413,000	112,900
(市中発行分)	(114,600)	(117,000)	(2,400)
(経過措置分)	(185,500)	(296,000)	(110,500)
合 計	1,414,228	1,623,407	209,179

(注1) 各数値は四捨五入のため、計において符合しない場合がある。

(注2) 買入済債については、15年度末の残高を16年度末の残高とする予定である。

(注3) 16年度の国債発行のうち、4,000億円は、日銀から買入済債を行うことに伴う借換債を日銀から引き受けるものである。

(注4) 財政融資資金乗換は、財政融資資金から買入済債を行うことに伴う借換債を財政融資資金から引き受けるものである。

(注5) 15年度の20年債については、市場関係の要請を踏まえ、借換債の年限延長により、発行額を当初予定 (約18,000億円) から6,000億円増額 (2年債の発行額を6,000億円減額) することとしている。

(注6) 15年度の個人向け国債については、発行額当初予定 (約12,000億円) を上回る見込みである。

(注7) 15年度の国債発行については、15年度補正予算により、当初予定の発行額から建設国債を2,730億円増額、特例国債を2,730億円減額することとしている。

<消化方式別発行額>

(単位: 億円)

区 分	15年度当初	16年度予定	
	(a)	(b)	(b)-(a)
30年債	16,000	20,000	4,000
20年債	48,000	69,000	21,000
15年債	55,000	60,000	5,000
10年債	228,000	228,000	-
5年債	228,000	229,000	1,000
2年債	209,600	192,505	▲17,095
短期国債	341,709	341,709	-
物価連動国債	1,000	6,000	5,000
市中発行分計	1,127,309	1,146,214	18,905
(除く短期国債)	(785,600)	(804,505)	(18,905)
郵貯窓販	21,000	23,000	2,000
日銀乗換	64,419	132,193	67,774
財政融資資金乗換	4,000	10,000	6,000
財政融資特会債 経過措置分	185,500	296,000	110,500
郵便貯金資金	99,600	197,000	97,400
年金資金	56,500	75,000	18,500
簡易生命保険資金	29,400	24,000	▲5,400
公的部門計	274,919	461,193	186,274
個人向け国債	12,000	16,000	4,000
合 計	1,414,228	1,623,407	209,179

15年変動利付国債及び物価連動国債の 発行額増加等について (平成16年9月17日公表)

(1) 発行額の増加

- ① 15年変動利付国債について、平成16年11月以降の発行予定額を、隔月、1兆3,000億円とする。
- ② 物価連動国債について、平成16年12月の発行予定額を5,000億円とする。

(注) 上記に伴う発行額の増加予定額

- ・15年変動利付国債： 6,000億円
- ・物価連動国債： 2,000億円

(2) その他

(1)に伴い、平成16年12月以降、短期国債(TB)の発行予定額を、

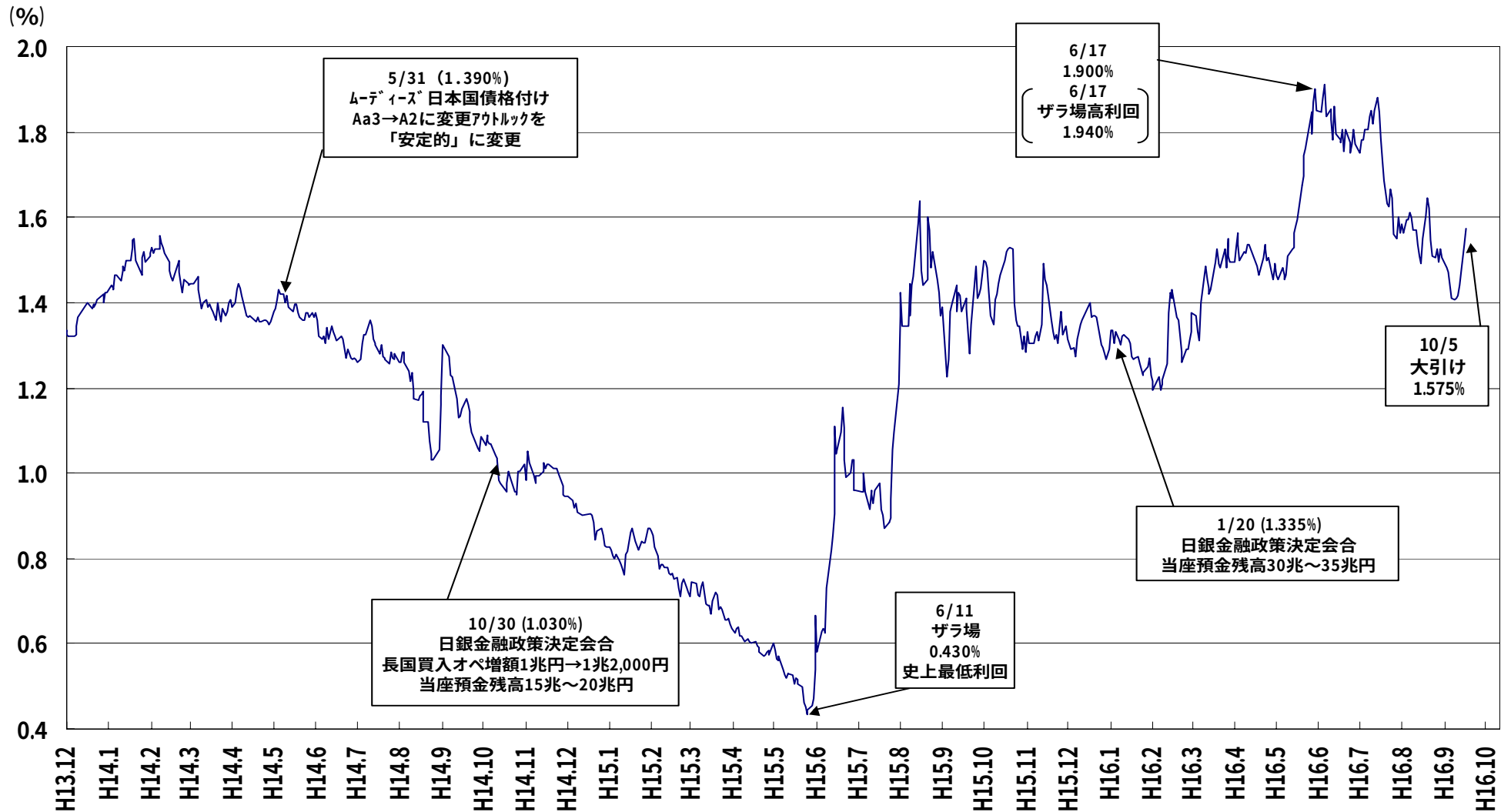
- ① 1年物TBについて、毎月1,000億円ずつ(計4,000億円)減額する。
- ② 6ヶ月物TBについて、毎月1,000億円ずつ(計4,000億円)減額する。

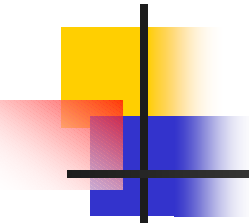
○ 国債の種類別発行予定額等

	16年度発行予定		16年度発行予定(変更後)	
30年債	0.5兆円 × 年4回 (4、8、10、2月)	2.0兆円	0.5兆円 × 年4回 (4、8、10、2月)	2.0兆円
20年債	0.6兆円 × 年12回	7.2兆円	0.6兆円 × 年12回	7.2兆円
10年債	1.9兆円 × 年12回	22.8兆円	1.9兆円 × 年12回	22.8兆円
5年債	2.0兆円 × 年12回	24.0兆円	2.0兆円 × 年12回	24.0兆円
2年債	1.7兆円 × 年12回	20.4兆円	1.7兆円 × 年12回	20.4兆円
15年変動債	1.1兆円 × 年6回 (奇数月)	6.6兆円	1.1兆円 × 年3回 (5、7、9月) 1.3兆円 × 年3回 (11、1、3月)	7.2兆円
10年物価連動債	0.3兆円 × 年2回 (6、12月)	0.6兆円	0.3兆円 × 年1回 (6月) 0.5兆円 × 年1回 (12月)	0.8兆円
TB1年	1.7兆円 × 年12回	20.4兆円	1.7兆円 × 年8回 (4～11月) 1.6兆円 × 年4回 (12月～3月)	20.0兆円
TB6か月	2.3兆円 × 年12回	27.6兆円	2.3兆円 × 年8回 (4～11月) 2.2兆円 × 年4回 (12月～3月)	27.2兆円

(注) 平成16年9月17日現在。

長期金利 (10年債利回り) の推移





国債管理政策の新たな展開 (平成15年12月3日公表)

I. 基本的考え方

大量発行下での国債の安定消化の確保、国債市場の流動性の維持・向上、多額の既発国債の適切な管理といった国債管理政策上の諸課題に適切に対応するため以下の諸施策を講じる。

II. 具体的な施策

1. 安定消化の確保

- 国債の安定消化の促進、国債市場の流動性維持・向上の機能を果たしている欧米の「プライマリーディーラー制度」を参考に、「国債市場特別参加者」（仮称）制度の導入
【平成16年10月から段階的に導入】
- 個人の国債保有を促進するための、新個人向け国債の導入
【システム対応等所要の準備が完了した段階で発行】

2. 既発国債の適切な管理

- 既発国債の流動性を維持・向上させるための、複数銘柄の既発国債の同時入札・追加発行、買入消却の新たな目的のための活用
【「国債市場特別参加者」制度の導入にあわせて導入】
- 金利変動リスク等の管理のための、スワップ取引の活用
【平成17年度から開始】
- 債務分析システムによる、各種リスクの定量的分析の強化、発行計画等への活用
【平成16年度から実施】

3. 国債管理体制の整備

- 高い識見を有する民間人の意見を聞くための、「アドバイザリー・コミッTEE」（仮称）の設立
【「国債市場特別参加者」制度の導入にあわせて設立】
- 国債管理政策の透明性の向上のための、公的債務全体の現状や政策を概観する「債務管理レポート」（仮称）の発行
【平成16年前半にも発行】
- 国債管理体制の強化のための、国債担当審議官の新設、国債企画課・国債業務課の二課体制化、「市場分析官」の新設
【平成16年度から】
- 民間の市場動向の分析等に関するノウハウの導入のための、「市場分析官」等への民間人登用
【平成16年度から】

最近の国債管理政策の主な取組み

平成12年度

- 4月 ・ 入札結果発表時刻を30分繰上げ(午後2時30から午後2時に)
- 6月 ・ 15年変動利付国債の公募入札開始
- 9月 ・ 国債市場懇談会の開催開始
- 11月 ・ 3年割引国債の公募入札開始
- 13年3月 ・ リオープン(即時銘柄統合)方式導入

平成13年度

- 4月 ・ 非居住者等が保有する国債の利子非課税制度の適用対象拡充
- 5月 ・ 入札結果発表時刻を30分程度繰上げ(午後2時から午後1時30分頃に)
- 6月 ・ TB・FBの応募価格の単位の変更
(TBは、5厘から1厘、FBは1厘から5毛に変更)
- 10月 ・ 入札日程の公表方式を変更し、常時翌3ヶ月分を公表

平成14年度

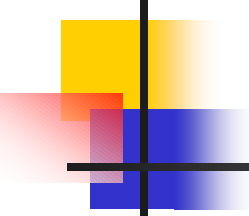
- 4月 ・ 非居住者等が保有する国債の利子非課税制度の適用対象拡充
- 5月 ・ シ団の競争入札比率の引上げ(60%から75%に、14年5月債より実施)
- ・ シ団引受手数料の引下げ(63銭から39銭に、14年5月債より実施)
- ・ 入札結果発表時刻を30分繰上げ(午後1時30分頃から午後1時に)
- ・ 国債投資家懇談会の開催開始
- 6月 ・ 「証券決済システム改革法」成立
- 9月 ・ 「30年債の発行額の増加等について」公表(平成15年1月より)
- 15年1月 ・ TB・FBのオファー時間等の繰上げ
- ・ 10年債の月初入札の定例化等に伴う入札日から発行日までの期間短縮
(15年1月債より実施)
- ・ 国債の完全ペーパー化の実現
- ・ ストリップ債の導入
- 2月 ・ 買入消却の実施
- 3月 ・ 個人向け国債の導入

平成15年度

- 4月 ・ 事業法人(資本金額1億円以上)が保有する国債の利子の源泉徴収免除
- 5月 ・ シ団の競争入札比率の引上げ(75%から80%に、15年5月債より実施)
- 8月 ・ 「20年債の発行額の増加等について」公表(15年10月より)
- 12月 ・ 「国債管理政策の新たな展開」公表
- ・ 「国債市場特別参加者(仮称)」制度の財務省案公表
- 16年2月 ・ W取引(入札前取引)の開始
- 3月 ・ 物価連動国債の導入
- ・ 「国債市場特別参加者(仮称)」制度運営等基本要領(案)の概要公表

平成16年度

- 4月 ・ 外国法人がグローバル・カस्टディアン経由で保有するTB・FBの償還差益に対する源泉徴収免除
- 5月 ・ シ団の競争入札比率の引上げ(80%から85%に、16年5月債より実施)
- ・ シ団引受手数料の引下げ(39銭から23銭に、16年5月債より実施)
- 7月 ・ 「債務管理レポート」の発刊
- ・ 「国債市場特別参加者制度運営基本要領」の公表
- 9月 ・ 「15年変動利付国債及び物価連動国債の発行額の増加等について」公表
(15年変動利付国債は16年11月より、物価連動国債は16年12月の発行額を増額)
- 10月 ・ 「国債市場特別参加者の指定等について」公表
- ・ 「国の債務管理の在り方に関する懇談会」の開催について」公表



国債市場特別参加者制度の導入

(平成16年10月から段階的に導入)

- 国債市場において重要な役割を果たし、特別な資格及び責任を伴い国債管理政策の策定・遂行に協力する「国債市場特別参加者」及び財務省等により、国債の安定的な消化の促進、国債市場の流動性の維持・向上等を図る。

➤ 特別参加者の責任

① 応札責任

全ての国債の入札で、相応な価格で、発行予定額の3%以上の相応の額を応札すること。

② 落札責任

直近2四半期の入札で、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンについて、発行予定額の一定割合（原則1%）以上の額の落札及び引受を行うこと。

③ 流通市場における責任

④ 財務省に対する情報提供

➤ 特別参加者の資格

国債市場特別参加者会合への参加、買入消却入札への参加、ストリップス債の分離・統合、第Ⅰ・第Ⅱ非価格競争入札への参加、流動性供給入札への参加、金利スワップ取引への優先的な参加等の資格を付与。

シ団制度の見直し

- 10年利付国債に採用されている国債募集引受団（いわゆるシ団）制度については、国債市場の効率化等の観点から競争入札割合の引上げや手数料の引下げなど見直しを行っている。
- 平成16年5月に競争入札比率の引上げ（80%→85%）、手数料の引下げ（100円当たり39銭→23銭）を実施。
- 今後、「国債市場特別参加者制度」の国債安定消化機能を評価し、特段の問題がないと判断されればシ団制度を廃止する。

○全額固定シェア（昭和41年1月～昭和62年10月）

固 定 シ ェ ア 引 受

○引受額入札（昭和62年11月～平成元年3月）

固 定 シ ェ ア 引 受	引受額入札
80%	20%

○部分的競争入札（平成元年4月～2年9月）

固 定 シ ェ ア 引 受	価 格 競 争 入 札
60%	40%

○入札割合の拡大（平成2年10月～平成14年3月）

固 定 シ ェ ア 引 受	価 格 競 争 入 札
40%	60%

○入札割合の拡大（平成14年4月～）

固 定 シ ェ ア 引 受	価 格 競 争 入 札
38%	62%

○入札割合の拡大（平成14年5月～）

固 定 シ ェ ア 引 受	価 格 競 争 入 札
25%	75%

○入札割合の拡大（平成15年5月～）

固 定 シ ェ ア 引 受	価 格 競 争 入 札
20%	80%

○入札割合の拡大（平成16年5月～）

■ 全 シ ェ ア 引 受	価 格 競 争 入 札
15%	85%

引 受 手 数 料 の 推 移
 （昭和41.1～昭和46.12） 50銭
 ↓
 （昭和47.1～昭和53.3） 55銭
 ↓
 （昭和53.4～昭和58.3） 60銭
 ↓
 （昭和58.4～昭和61.3） 70銭
 ↓
 （昭和61.4～平成14.4） 63銭

（平成14.5～平成16.4） 39銭

（平成16.5～） 23銭

諸外国の国債の所有者別内訳

所 有 者	【 日 本 (H16 年 6 月末) 】		【 米 国 】	【 英 国 】	【 ドイツ 】
	所有額 (億円)	割 合	(H16 年 6 月末)	(H14 年 3 月末)	(H15 年 12 月末)
政 府 等	2,323,866	40.3%	13.8%	4.0%	0.0%
中 央 銀 行	847,112	14.7%	16.4%	5.5%	0.3%
金 融 機 関	2,172,827	37.7%	13.3%	68.6%	38.6%
海 外	189,316	3.3%	43.1%	12.2%	40.3%
家 計	157,468	2.7%	10.4%	9.6%	20.7%
そ の 他	69,182	1.2%	2.9%	0.1%	
合 計	5,759,771	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注1) 各国の国債等の内訳は次のとおり。日本：普通国債・財投債、米：政府勘定向け（年金等）に発行する非市場性国債を除く連邦債、英：国債（ギルト）、独：国内債券（地方債等含む）

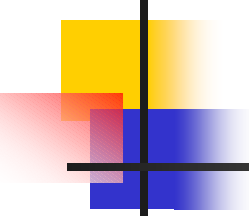
(注2) 各国で所有者の分類が異なっているため、各所有者に含まれる内訳は必ずしも一致しない。

(注3) 日本の所有者の内訳は次のとおり。

「政府等」：一般政府・財政融資資金・郵便貯金・簡易生命保険、「金融機関」：市中金融機関・証券投資信託・証券会社、「その他」：対家計民間非営利団体・非金融法人企業

(注4) 米国は額面ベース、その他は時価ベース。

(出典) 日本：資金循環統計（日本銀行）、米：Flow of Funds Accounts of the United States (FRB)、英：Bank of England Quarterly Bulletin, Bank Return (BOE)、
独：Deutsche Bundesbank Monthly Report



商品性・保有者層の多様化

個人向け国債の導入(1)

1. 導入の必要性

国債の大量発行が続く中、国債の安定消化を確保していくためには、国債の保有者層の多様化、特に、現状、低い保有割合にとどまっている個人層による国債保有の促進が重要。

2. 商品設計

- (1) 個人しか保有できないこととする
- (2) 満期は10年
- (3) 金利変動制
- (4) 個人の換金ニーズに応えるため中途換金制を設ける
 - ＊中途換金は原則として発行から1年経過時以降可能とし、中途換金価格は「額面金額＋経過利子相当額－過去2回分の利子相当額」とする
- (5) 最低額面金額は1万円
- (6) 通常の国債と同様、郵便局や金融機関等の窓口を通じて販売

商品性・保有者層の多様化

個人向け国債の導入(2) 販売実績

(単位: 億円)

